

平成 28 年熊本地震の被災者に係る医療保険の
一部負担金の免除(猶予)に関するQ&A
(健康保険・船員保険)

平成 28 年 7 月 22 日
厚生労働省保険局保険課

【免除(猶予)対象者について】

問1 一部負担金等の免除(猶予)対象者とはどのような人か。

(答)

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その2)」
(平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)にて示されたとおり、
熊本県内の市町村に住所を有する被保険者もしくは被扶養者であって、

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者の行方が不明である

方が対象となる。

このうち「これに準ずる被災」については、対象となる住家の被災状況に鑑み、保険者
において、個別に判断いただくこととなる。

問2 長期避難世帯は一部負担金免除(猶予)の対象となるのか。

(答)

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、免除要件である
「住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をさ
れた方」に該当するため、一部負担金免除の対象として差し支えない。

【免除(猶予)申請手続きについて】

問3 一部負担金の免除(猶予)申請には、どのような書類が必要になるか。

(答)

一部負担金の免除(猶予)申請に当たっては、被保険者が健康保険組合又は協会けんぽに一部負担金免除(猶予)申請書を提出する必要がある。免除(猶予)申請書を提出する際には、

- ① 被保険者証等
 - ② 免除(猶予)対象被保険者である事実を確認できる書類
- を合わせて提出する必要がある。

※②は、次のようなものが考えられる。

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書(長期避難世帯の場合は、長期避難世帯に該当する旨の証明書の写し)

- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

問4 一部負担金の免除(猶予)証明書の交付には、どのような手続きが必要になるか。

(答)

問3で示した書類により免除(猶予)申請を受けた保険者は、認定を行い、免除(猶予)証明書を被保険者に対して交付すること。また、免除(猶予)証明書を交付する際には、免除(猶予)認定者に対し、次の点について周知すること。

- ・ 保険医療機関等の窓口で免除(猶予)証明書を提出した場合に、一部負担金が免除(猶予)されること。したがって、保険医療機関等において診療等を受ける際に、当該保険医療機関等の窓口で被保険者証(保険薬局にあっては処方せん)に添えて、免除(猶予)証明書を提出すること。
- ・ 被保険者証等の記載事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ、免除(猶予)証明書の記載事項についての変更を行う必要があること。
- ・ 免除(猶予)認定者が被保険者資格を喪失した場合又は免除(猶予)証明書の有効期限に達した場合には、免除(猶予)証明書を返還しなければならないこと。

【免除対象者への一部負担金の還付について】

問5 平成28年9月30日までの間、住家の全半壊等により、一部負担金の免除に該当する被災者が、医療機関等の窓口で免除の申立てをせず支払ってしまった場合、一部負担金は返還されるのか。

(答)

平成28年9月30日までの間、免除の要件に該当している者が医療機関等の窓口において一部負担金を支払った場合、被保険者が保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができることとする。

問6 一部負担金の還付手続きにはどのような書類が必要になるか。

(答)

被保険者がすでに医療機関等に支払った一部負担金の還付手続きに当たっては、被保険者が加入する健康保険組合又は協会けんぽに還付申請書(様式を参考)を提出する必要がある。還付申請書を提出する際には、

- ①一部負担金免除証明書(免除証明書の交付申請が済んでないときには、免除申請

書とその添付書類)

②医療機関等が発行した領収証等、支払った一部負担金の額が確認できる書類を合わせて提出する必要がある。

※ただし、一部負担金免除証明書の交付が完了していない期間(一部負担金免除証明書の発行の受付を開始していない期間を含む。)においては、以下の書類をもって①の書類に代えることができるものとする。

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書(長期避難世帯の場合は、長期避難世帯に該当する旨の証明書の写し)
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

問7 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

(答)

領収証により保険診療に係る一部負担金の額を確認して還付していただくこととなる。

問8 領収証の紛失、または医療機関等の全壊等により、対象の被保険者が負担した一部負担金の額の確認が取れない場合はどうなるのか。

(答)

領収証を紛失した場合であっても、可能な限り、領収証の再発行等により支払った一部負担金の額が確認できる書類を求め、医療機関等が廃院している等の理由により領収証の再発行が困難である場合は、レセプト情報や医療機関等に電話すること等により一部負担金の額を確認した上で還付していただくこととなる。

問9 平成28年10月1日以降は、医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金等は免除されないこととなるのか。

(答)

平成28年10月1日以降は、一部負担金等免除証明書を保険医療機関等に提示しない場合、一部負担金等の支払いが必要となる。(猶予証明書においても同じ。)

ただし、免除証明書の交付が遅れているため手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、健康保険組合又は協会けんぽに申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができることとする。